

埼玉県介護支援専門員協会規約

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、埼玉県介護支援専門員協会（以下「本会」という）と称する。

(目 的)

第2条 本会は、介護支援専門員の職務を遂行していくため、職域、所属の枠を越え、職業倫理及び専門性の確立と、介護支援に関する知識・技術の普及に努め、介護支援専門員の資質並びに社会的地位の向上に資するとともに、関係機関・団体との連携のもと、介護保険制度の円滑な運営と充実を図り、県民の保健・医療・福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 1 介護支援専門員の資質向上に関する事業
- 2 介護支援専門員の職務遂行に関する支援事業
- 3 介護支援事業に関する調査・研究
- 4 介護支援事業に関する情報の提供
- 5 関係機関・団体との連携・調整
- 6 介護支援専門員に関する刊行物の発行
- 7 その他必要と認める事業

(事務局)

第4条 本会は、事務局をさいたま市浦和仲町2丁目13番8号ほまれ会館内に置く。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置くことができる。
- 3 職員の任免は、理事会の承認を経て会長が行う。

第2章 会 員

(会 員)

第5条 本会は、次の各項の会員を置くものとする。

1 正会員

本会の目的に賛同し、埼玉県内に住所または就業先を有し、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第35条の2の規定により、介護支援専門員として登録された者

2 特別会員

本会の目的に賛同し、それぞれの専門的な立場から本会の運営に協力できる学識経験者、行政関係者並びに介護支援専門員をめざす者等

3 賛助会員

本会の運営を援助する個人・施設及び関係団体等

(入会)

第6条 会員として本会に入会しようとする者は、所定の入会申込書を本会に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(入会金及び会費)

第7条 第5条に掲げる者は、別に定める入会金及び会費を納入するものとする。

(退会)

第8条 会員は、所定の退会届を本会に提出して、退会することができる。

2 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、退会したものと見なす。

- 1 会員が物故したとき
- 2 会員が第5条第1項の要件を満たさなくなったとき
- 3 正当な理由なく会費を2年以上納入しなかったとき

(除名)

第9条 本会の名誉を著しく傷つけ、又は規約及び倫理に反する重大な行為のあった会員に対しては、理事会の議決を経て除名することができる。ただし、その場合には、本人に対して事前に弁明の機会を与えなければならない。

(会費等の不返還)

第10条 会員が既に納入した入会金、会費その他拠出金品は返還しない。

第3章 役員

(役員)

第11条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|-------|-------|
| 1 会長 | 1名 |
| 2 副会長 | 2名 |
| 3 理事 | 30名以内 |
| 4 監事 | 2名 |

2 会長、副会長は理事として、理事の定数に含むものとする。

3 理事及び監事は、総会において正会員の中から選任する。

4 会長は、理事会において理事の中から互選し、副会長は会長が理事の中から指名する。

5 監事は、理事を兼ねることはできない。

(職務)

第12条 会長は、本会を代表し、会務を統轄する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、本会の運営に関する事項を審議する。

4 監事は、会計並びに業務執行の状況を監査する。

第13条 会長は、総会の議決を要する事項のうち、緊急に必要があると認めるときは、理事会の議決を経て応急処分することができる。

2 前項により応急処分した事項は、次の総会で承認を受けなければならない。

(任期)

第14条 役員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 理事会は、やむを得ないと認められた場合には、任期途中でも役員を解任することないしは辞任を承認することができる。ただし、次期総会での承認を受けなければならない。

3 欠員の補充または任期途中の補充による役員の任期は、それぞれ前任者または現任者の残任期間とする。

4 前項の規定にかかわらず、役員は次期役員が選出されるまでの間、その職務を行わなければならない。

(顧問、相談役)

第15条 本会は総会の議決により、顧問及び相談役を置くことができる。

第4章 会 議

(会議)

第16条 本会の会議は次のとおりとする。

- 1 総会 (定時総会及び臨時総会)
- 2 理事会

(構成)

第17条 総会は、正会員をもって構成する。

2 理事会は、理事をもって構成する。

第1節 総 会

(召集及び開催)

第18条 総会は、定時総会と臨時総会とに分け、会長が召集する。

2 定時総会は、毎年1回開催する。

3 臨時総会は、次の各号に掲げる場合に開催する。

- 1 理事会が必要と認めるとき
- 2 正会員の5分の1以上の者、もしくは監事の総員から会議目的事項を記載した書面によって、開催の請求があったとき

(附議事項)

第19条 総会は、規約において別に定めるもののほか、次の各号を審議する。

- 1 事業計画及び事業報告

- 2 収支予算及び収支決算報告
- 3 その他本会の運営に関する重要な事項

(議長)

第20条 総会の議長及び副議長は、その総会において出席正会員の中から選出する。

(定足数及び議決)

第21条 本会の会議は、過半数の出席をもって成立し、その議決は出席者の過半数をもって決定し、可否同数の時は議長の決するところによる。

第2節 理事会

(召集及び開催)

第22条 理事会は、会長が召集し、議長となる。

2 理事会は、次の各号に掲げる場合に開催する。

- 1 会長が必要と認めたとき
- 2 理事の過半数又は監事の総員から、理事会開催の請求があったとき

(附議事項)

第23条 理事会は、次の各号に関する事項を審議する。

- 1 総会に附議すべき事項
- 2 総会の議決した事項の執行に関する事項
- 3 その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(定足数及び議決)

第24条 理事会は、過半数の出席をもって成立し、その議決は出席者の過半数をもって決定し、可否同数の時は会長の決するところによる。

第5章 部及び委員会

(部及び委員会の設置)

第25条 本会は、本会の目的を達成するために、部及び委員会を置くことができる。設置に関する事項は別に定めるものとする。

第6章 支部

(支部の設置)

第26条 本会は、本会の目的を達成し地域における活動に資するため、支部を置くことができる。設置に関する事項は別に定めるものとする。

第7章 会計及び財産

(会計)

第27条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。

第28条 本会の経費は、入会金、会費、臨時会費、委託料、寄付金およびその他の収入をもってあてる。

(予備費及び事業費)

第29条 予算外の不時の支出にあてるため、予備費を置くことができる。

第30条 継続事業費として総額を決めたものは、毎年度の支出残額を事業完成年度まで、逐次繰越し使用することができる。

(会計監査)

第31条 収支の決算は、その年度末における資産目録とともに監事の監査を経て、総会の承認を得るものとする。

(財産管理)

第32条 財産管理に関する規則は、総会の議決を経て別に定めるものとする。

第8章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第33条 この規約の変更は、理事会の発議により、総会出席会員の3分の2以上の賛成によって議決しなければならない。

(解散)

第34条 本会を解散しようとするときは、理事会の発議により、総会において会員の3分の2以上の賛成によって議決しなければならない。

第9章 補 則

(委任)

第35条 この規約の施行について必要な事項は、会長が理事会の議決を経て別に定める。

附 則

- 1 この規約は平成13年5月19日より施行する。
- 2 この規約は平成14年6月1日より施行する。